不良木造賃貸住宅の跡地の利用計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 不良木造賃貸住宅の所在地番・家屋番号 | 所在地番：  家屋番号： |
| 跡地の所有者 | 例　尼崎 太郎（ 孫 ）　備考：登記名義人の長男（亡:一郎）の子  ① 　　　 （ 　 ）　備考：  ② 　　 　 　 （ 　 ）　備考：  ③ 　　 　 　 （ 　 ）　備考：  ④ 　　　　 （ 　 ）　備考：  ※共有者がいる場合は全員の氏名をご記入ください。  ※続柄は（　）の中に記入してください。 |
| 跡地の規模 | 敷地面積　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 跡地の利用方法 |  |
| 利用開始予定日 | 年　　　　月　　　　日 |

※裏面へ続きます。

不良木造賃貸住宅の所在地番：

不良木造賃貸住宅の家屋番号：

私は、上記に掲げる不良木造賃貸住宅の除却後の跡地の利用について、以下に掲げる事項を遵守することを誓約します。

⑴　当該不良木造賃貸住宅の除却後の跡地について、除却工事が完了した日から起算して、３年を超えない範囲内において市長が定める日までにゆとりある広さの住宅の建築その他良好な住環境の形成に資する跡地の利用を開始すること。ただし、市長が当該跡地の利用を開始するまでの期間の延長又は当該跡地の利用の変更等をする必要があると特に認める場合は、当該跡地の利用の開始の時期は、市長が別に定める日までとすることができる。

⑵　当該不良木造賃貸住宅の除却後の跡地に共同住宅を建築する場合にあっては、住戸の床面積について、次に掲げる要件の全てを満たすものとすること。

ア　１住戸の床面積を３０平方メートル以上のものとすること。

イ　総住戸数に対し、１住戸の床面積が４０平方メートル以上である住戸の数を２分の１以上確保するものとすること。

ウ　総住戸数が１０戸以上である場合には、総住戸数に対し、１住戸の床面積が５５平方メートル以上である住戸の数を５分の１以上確保すること。

⑶　当該不良木造賃貸住宅の除却後の跡地に長屋住宅を建築する場合にあっては、1住戸の床面積を８０平方メートル以上のものとすること。

⑷　当該不良木造賃貸住宅の除却後の跡地に戸建住宅（一つの建築物が一つの住宅となっているもの。多世帯住宅を含む。以下同じ。）を建築する場合にあっては、床面積を８０平方メートル以上のものとすること。

⑸　当該不良木造賃貸住宅の除却後の跡地について、住宅を建築せず利用する場合において、⑴に定める跡地の利用開始の期限として市長が定める日（同号ただし書に規定する場合は、同号ただし書に規定する日）までに当該跡地の利用の変更を行い、当該跡地に住宅を建築しようとするときは、⑵から⑷までに掲げる要件を満たす住宅とすること。

⑹　補助金の交付を受けようとする者の他に当該不良木造賃貸住宅の所有権その他権利を有する者（⑺に掲げる者を除く。以下「共有者等」という。）がいる場合にあっては、当該不良木造賃貸住宅の除却について、原則として全ての共有者等の同意を得ること。

⑺　当該不良木造賃貸住宅が借地上に存する場合は、当該不良木造賃貸住宅の除却後の跡地の利用について、⑴から⑸までに掲げる要件を満たすことに関して当該跡地について権原を有する者の同意を得ること。

⑻　当該不良木造賃貸住宅の除却後の跡地について、住宅等を建築せずに売却する場合にあっては、当該売却に係る契約書等において、⑴から⑸までに掲げる要件と同様の要件を付すること。

【 土 地 所 有 者 】

年 月 日

住 所 ：

氏名（署名）：

※共有者がいる場合は、全員の署名等が必要です。別紙に記載してください。

【別紙】

不良木造賃貸住宅の所在地番：

不良木造賃貸住宅の家屋番号：

【 土 地 所 有 者 】

年 月 日

住 所 ：

氏名（署名）：

住 所 ：

氏名（署名）：

住 所 ：

氏名（署名）：

住 所 ：

氏名（署名）：